

ロシア調査録

ー特許事情とモスクワ雑感ー

特許審査第三部医療

松浦 安紀子

抄録

2009年の日露特許審査ハイウェイ (PPH) の試行開始を契機に、審査官同士の相互理解を深めるための審査官協議が日露特許庁間で開始されることとなり、第一回協議として本年3月に筆者らJPO審査官がロシア特許庁 (ROSPATENT) に派遣された。本稿では、今回の調査によって得られたROSPATENTの組織体系、制度、実務環境などに関する情報と、モスクワ滞在中の雑感を紹介する。

日露関係が一層の重要性を増す中、PPH試行及び審査官協議の開始によって、日露特許庁間に新たな協力関係が構築されたことは歓迎すべき動きである。本審査官協議の継続が、両庁間の相互理解を高め、サーチ・審査結果の相互利用を促進するのみならず、日露二国間の信頼醸成に寄与することを期待したい。

1. はじめにー日露審査官協議開始の経緯ー

日本国特許庁 (JPO) はロシア特許庁 (ROSPATENT) と2009年5月より特許審査ハイウェイ (PPH) の試行を実施しています。PPHは、特許庁間におけるサーチ・審査結果の相互利用を核とするワークシェアリングのインフラストラクチャーであるため、その円滑な運用とワークシェアリング効果の最大化のためには、両庁における審査官同士の信頼関係の構築・維持が不可欠であるといえます¹⁾。

このような状況のもと、ROSPATENTにおける特許制度や最新の審査・検索環境について調査を行うとともに、審査官同士の実務に関する相互理解を深めることを目的に、今般、第一回となる「日露審査官協議」が実施される運びとなり、2010年3月12日～19日の8日間、筆者を含む2名のJPO審査官がROSPATENTに派遣されることになりました。

ロシアの特許制度は言うに及ばず、ロシアという国家

自体、隣国でありながらあまり馴染みのない方が多数だと思います。本稿では、今回の調査によって得られた知見を中心に、ROSPATENTの組織体系、制度、実務環境などについて、周辺情報を交えつつまとめてみるとともに、おそらく多くの読者にとって関心のあるところの、初めてモスクワに滞在してみてもの雑感も綴ってみたいと思います。本稿が読者にとって、ロシアとその特許制度に興味を持つきっかけとなれば幸いです。

なお、本稿では、可能な限りROSPATENTの公式ウェブサイトなどで裏付けられた情報を中心に紹介することとしますが、必ずしも全てがROSPATENTの公式情報ではない点、及び、本稿で示される見解は筆者の私見である点にご留意ください。

2. ROSPATENT概要

2.1 ROSPATENT組織機構

ROSPATENTの正式名称はロシア連邦知的財産・特

1) 特許審査ハイウェイの概要や課題などについては、上嶋・松浦「特許審査ハイウェイーその最新動向と今後の展望ー」(特技懇 255号) をご参照ください。

許・商標庁 (Federal Service on Intellectual Property, Patent and Trademarks) です。ロシア連邦の教育科学省 (Ministry of Education and Science of the Russian Federation) の下部組織であり、知的財産の法的保護及びその利用を管理する連邦行政機関として業務を行っています。当該ロシア連邦知的財産・特許・商標庁は全体で約2800人の職員が所属しており、その下部組織として、中央本部 (Central Body of Rospatent; Administration) の他、連邦産業財産権機関 (Federal Institute of Industrial Property; FIPS) と、後に詳しく述べるロシア国家知的財産教育研究所 (Russian State Institute of Intellectual Property; RGIIS) が存在します (図1-1)。なお、以前はロシア連邦知的財産・特許・商標庁の下部組織であった特許紛争評議会 (Chamber of Patent Disputes) は、2008年12月1日付けロシア連邦政府命令No.1791-pに基づく組織再編により、現在では連邦産業財産権機関の一部に編入されています。

連邦産業財産権機関の職員は女性が80%を占めてお

り、勤続20年以上の人が30%を占めています。

特許の実体審査部門は連邦産業財産権機関の下に存在します (図1-2)。大きく化学部 (Chemistry Department) と物理・応用機械部 (Physics & Applied Department) に分かれており、それぞれの下に8審査課ずつが存在しています。特許審査官は全体で650人程度在籍しています。

また、同じく連邦産業財産権機関の下に、特許図書館 (Patent Library) が存在します。これは元々独立機関としてロシア帝国時代に設立されたもので、来年で115周年を迎えるという、非常に古い歴史を有しています。1998年に連邦産業財産権機関の下部組織となり、それ以降外国への問い合わせ業務なども行うようになったとのこと。現在では57カ国、6機関²⁾の特許文献を含め、1億以上の蔵書数を誇っています。見学の際には、「日本人が来たときには必ず見せている」という、書庫に並べられた古い日本国特許公開公報の紙媒体を見せていただきました。図書館への1日の訪問者数はおおよそ150人であり、そのうち30-40%は大学生とのことでした。

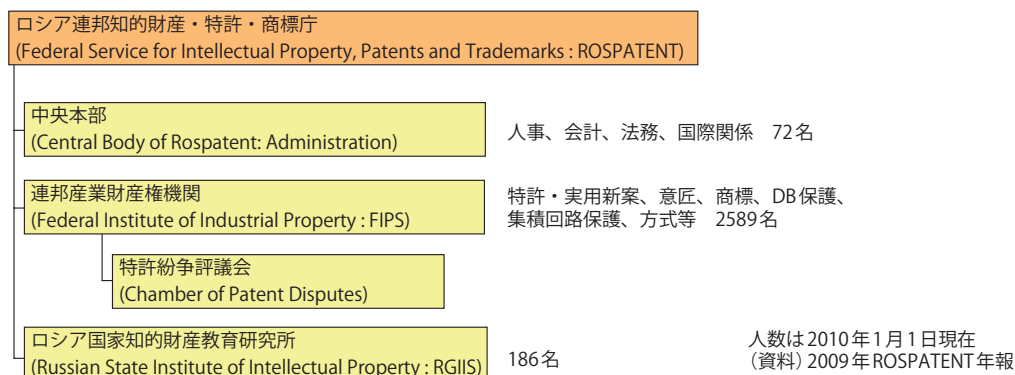


図1-1 ROSPATENT全体組織図

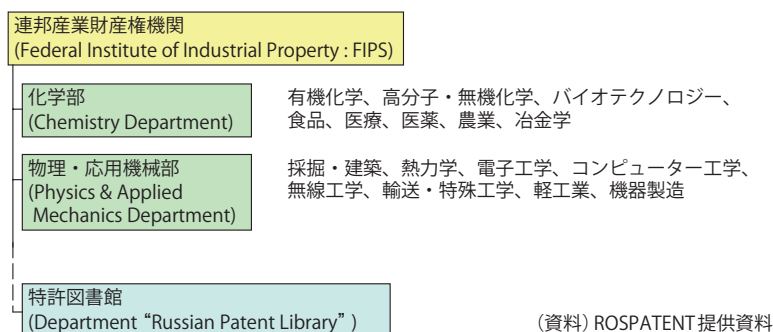


図1-2 連邦産業財産権機関 (FIPS) 組織図

2) ROSPATENTのHP掲載情報による。口頭では60カ国、7機関と説明していました。

2.2 ROSPATENTの建物

ROSPATENTは、モスクワ南西部のモスクワ川沿いに位置しており、ロシア連邦大統領府や商工会議所が存在するモスクワの官庁街（クレムリン近くの中央部）からは外れた、やや郊外に存在しています。ここで、モスクワの地理について説明すると、中心地であるクレムリンと赤の広場をいくつかの環状道路と地下鉄環状線が取り囲むように配置されており、ちょうど皇居を中心に複数の環状道路やJR山手線、地下鉄大江戸線などの交通網が整備された東京とよく似ています。ROSPATENTは第三環状道路のすぐ内側に位置しており、東京に例えて環状七号線の三軒茶屋付近といえばイメージしやすいかもしれません。ロシア国家知的財産教育研究所だけは、さらに10km程離れたモスクワ郊外に位置しています。

ROSPATENTの建物は、図2のように複数のビルが集まってできています。メインエントランスは円筒型のビル（24-12）にあり、他の3つの建物とは内部で連絡しています。

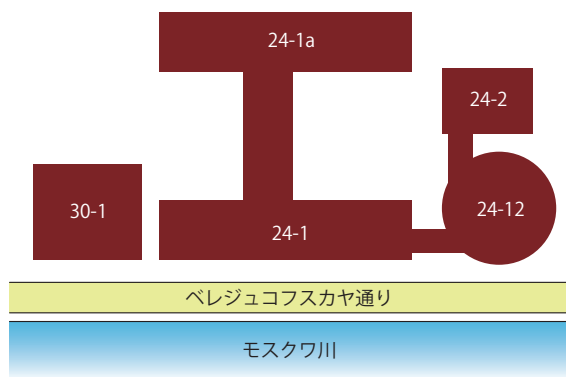
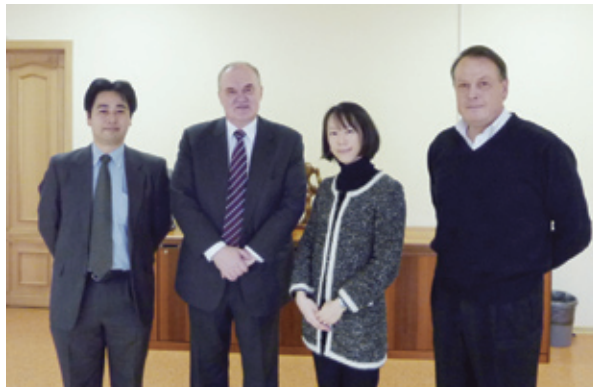


図2 ROSPATENT外観（上）と建物案内図（下）

この円筒型のビルには、訪問客を迎えるための特別会議室があります。今回の審査官協議のプログラムの中では、初日のシモノフ長官によるご挨拶と、最終日のラップアップミーティングがこの特別会議室にて行われました。また、この建物の最上階には、職員用のカフェテリアと、特別客用のダイニングルームがあります。ちなみに、カフェテリアでは日本円換算300～400円程度で、パン、主菜、副菜を揃えることができます。ボルシチやピロシキなどの典型的なロシア料理が堪能でき、味も十分満足できるものでした。

箱形のビル（24-1）には、特許図書館、特許紛争評議会（Chamber of Patent Disputes）、200人程度収容できるカンファレンスルームなどがあります。後述のPPHラウンドテーブルは、このカンファレンスルームにて盛大に行われました。

審査部のビル（30-1）は図のとおり少し離れて位置しています。特許審査部門、方式審査部門に加えて、提出された書面の電子化などを担当する部門がこの建物に入っています。



左から、佐々木審査官、シモノフ長官、筆者、ミハイル国際協力部長



特許紛争評議会

2.3 ROSPATENTの歴史

1955年9月29日、連邦唯一の特許審査機関として、ソビエト社会主義共和国連邦 (USSR) 閣僚会議・発明発見委員会 (Committee for Inventions and Discoveries, USSR Council of Ministers) が設立されます。1960年7月22日には、その下部組織として全ソビエト連邦国家特許審査科学研究所 (All-Union Scientific Research Institute of State Patent Examination) が設立されました。これが現在の実体審査機関である連邦産業財産権機関 (FIPS) の前身にあたります。

1991年のソビエト連邦の消滅に伴って、発明発見委員会を継承していたソビエト連邦国家特許庁 (The USSR GOSPATENT) は業務を停止しますが、ロシア連邦の誕生に伴い新設されたロシア特許商標局 (Russian Agency for Patents and Trademarks; ROSPATENT) が業務を引き継ぎます。1994年には、全ソビエト連邦国家特許審査科学研究所は全ロシア国家特許審査科学研究所 (All-Russian Research Institute of State Patent Examination) と名前を変え、1997年には組織再編とともに現在の連邦産業財産権機関 (FIPS) が誕生しました。

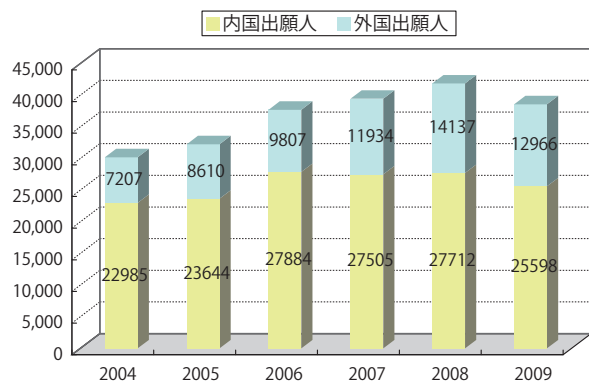
2010年は、連邦産業財産権機関 (FIPS) の前身が誕生してから50年目の節目にあたり、7月には大々的な記念式典が開催されたそうです。

2.4 ROSPATENTにおける出願状況

図3は、ROSPATENTへの特許出願件数の推移とその内国・外国出願人別の内訳を示したものです。2009年は世界的な景気悪化の影響を受けて出願件数が減少しており、総出願件数は38,564件に留まっているものの、外国出願人による出願が2004年の7,207件から2009年の12,966件と、5年間で2倍近く増加していることは注目に値します。この傾向は日本人による出願についても例外ではなく、WIPO統計によれば、日本人出願人によるROSPATENTへの特許出願件数が2004年には327件であったのに対し、2008年には1,262件と跳ね上がっています。我が国を含めた諸外国にとって、いかにロシア市場の重要性が高まってきているかが伺えます。

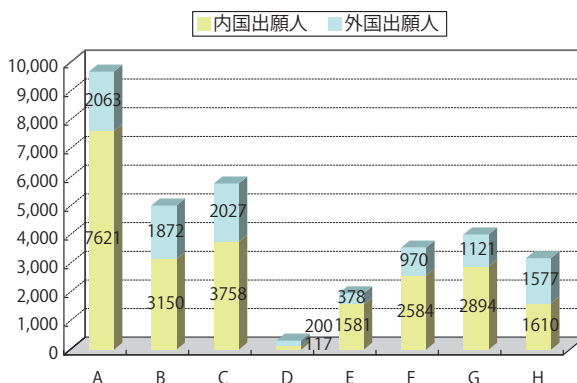
図4は、ROSPATENTにおける2009年のIPC別出願件数とその内国・外国出願人別の内訳を示します。生活必需品に係るAセクションの出願件数が圧倒的に多く、次いでCセクション (化学; 冶金)、Bセクション (処理操作; 運輸) と続きます。JPOでは出願件数の上位を占めるGセクション (物理学) やHセクション (電気) の件数はあまり伸びていない様子です³⁾。

図5はROSPATENTにおける特許出願の最終処分件数と特許査定率を示します。驚くべきはその特許査定率の高さであり、2004年から80%前後で推移しています。



(資料) 2009年ROSPATENT年報

図3 ROSPATENTにおける特許出願件数その内国・外国出願人別の内訳



(備考) 分類が特定された出願のみの統計
(資料) 2009年ROSPATENT年報

図4 2009年IPC別出願件数とその内国・外国出願人別の内訳

3) 2007年のJPOにおけるIPCセクション別出願件数の上位3位は、Hセクション (96,887件)、Gセクション (95,062件)、Bセクション (62,136件) (2009年4月7日現在; 2009年度JPO年次報告書)

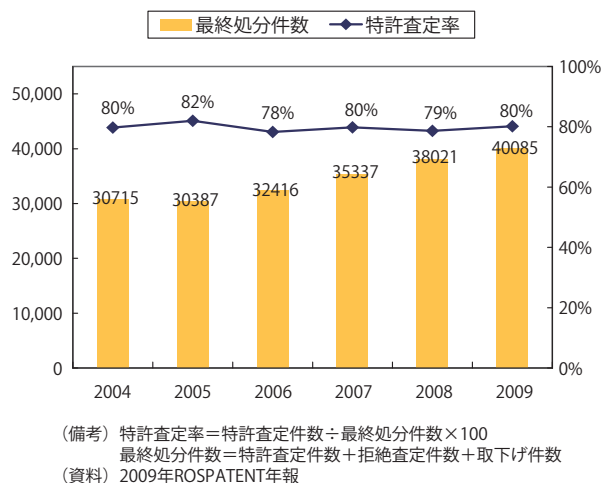


図5 ROSPATENTにおける特許出願の最終処分件数と特許査定率

これは世界の主要特許庁における特許査定率と比べても高水準であり⁴⁾、この要因については今後の調査に値するものと思われます。

2.5 国際協力活動

近年のROSPATENTは、PPHの拡大を通して二国間の協力活動を活発化させています。2009年5月にJPOとPPHの試行を開始したのに続き、同年11月には韓国特許庁ともPPH試行を開始しています。さらに、米国、独国、フィンランドの各特許庁ともPPH実施に向けた検討を行っており、米国とは2010年9月1日のPPH試行開始に合意しています⁵⁾。

また、PPHの開始に併せて各庁との審査官協議も新たに開始しています。今回実施したJPOに加えて韓国特許庁とも既に審査官協議を実施済みであり、米・独の各特許庁とも今後実施予定とのことでした。

3. ロシアの特許制度

3.1 特許法

ロシアにおいて初めて特許法が公布されたのは、帝政ロシア時代の1812年にまで遡りますが、1991年にソビ

エト連邦が崩壊した翌年の1992年には、新しいロシア連邦特許法が成立しました。当時の特許対象は装置、物質（化学物質を含む）、微生物種、植物又は動物の培養細胞、公知の装置・物質・微生物種の新たな使用のみとされていました。

同法は2003年に改正され、物又は方法に関する全ての技術分野における技術的解決手法（technical solution）が発明として保護されることが規定されました。また、併せて、特許権存続期間の期間延長制度も導入されました。

2008年には、それまで独立に規定され施行されていた特許法、商標法などの知的財産法が、ロシア民法典第四部に編入されました。ロシア民法典第四部は第69章から第77章の9つの章からなり、そのうちの第69章が一般規定、第72章が特許権に関連します。同第69章第1225条第1項には、知的財産として法的保護を受ける対象が16項目制定され、発明がそのうちの1項目として記載されています。

同第72章には、発明該当性や不特許事由に関する規定がなされており、ヒトをクローン化する方法、ヒト胚細胞株の遺伝的完全性の修正方法、産業及び商業目的のヒト胚の利用、公共の利益、人間性及び道徳性に反する提案は特許権の対象にならないことが定められています（第1349条第4項）。

ロシア特許制度の特徴の一つとして挙げられるのは、人間の治療方法が保護の対象となり得る点です。治療方法には、薬物的処理方法、理学療法方法、手術方法、診断方法、健康増進方法などが含まれると解されます。また、米国特許法のような、治療方法の特許に対して医師の医療行為は侵害としないとする免責規定は設けられていません。ただ、今のところ侵害訴訟が起きたことはないそうです。

3.2 行政規則及び審査基準

ロシア民法典第四部の施行に伴い、特許制度における細則を定めた「連邦知的財産・特許・商標庁行政規則（Administrative regulation of the Federal Service for Intellectual Property, Patent and Trademarks）」が2008

4) 2007年の主要特許庁における特許査定率は、JPO48.9%、USPTO48.7%、EPO51.4%、KIPO75.5%（2009年度JPO年次報告書）

5) ROSPATENTのPPH実施状況に関する最新情報はこちらをご確認ください（ロシア語版のみ）。

http://www1.fips.ru/wps/wcm/connect/content_ru/ru/activity_lines/inter/PPH/



手前左から、PatSearch解説書、行政規則、審査基準。右上はロシア民法典第四部。



審査室（6人部屋）の様子

年10月に承認され、2009年6月に公開されました。この中で審査着手期間や出願人の応答期間などが定められています。

また、併せて、審査基準に相当する、「発明及び実用新案出願審査のための推奨 (Recommendations on the examination of applications for inventions and utility models)」が2009年12月に改訂されています。こちらでは、特許要件の判断手法が具体的な例示とともに説明されています。

上記行政規則と審査基準は、ロシア語版のみですが、ROSPATENT公式サイト上で公開されています⁶⁾。

なお、2009年9月より、ROSPATENTとEPOは、制度の近似化 (Approximation) のための12か月間のプロジェクトを欧州連合の出資により実施しています⁷⁾。これは、ロシアと欧州の制度調和を目的とするものであり、特許法の比較研究等5つの小プロジェクトから構成されています。現状のROSPATENTの制度はEPOのそれとはだいぶ異なる印象を受けますが、今後改革が急速に進んでいくことが予想されます。

4. ROSPATENTにおける実務

4.1 審査環境

一般の審査官は6人部屋で実務を行っています。審査室の雰囲気は明るく、木目調の机が暖かみを感じさせる

心地よい空間となっています。1人分のスペースはJPOの2倍程度はあるように思えました。庁内の手続きは基本的に電子化されており、審査官は1人1台用意された端末を用いて、審査を行っています。また、管理職には専用の個室が与えられます。

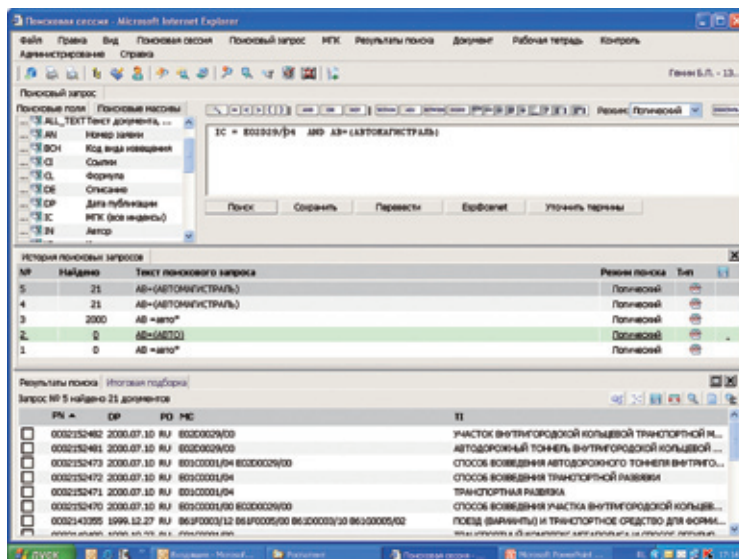
4.2 サーチツール

ROSPATENTのサーチシステムの高機能性には驚かされます。2008年に検索システム「PatSearch」がリリースされ、ロシア連邦発明明細書 (1994- 現在)、旧ソビエト連邦発明明細書 (1924-1993)、PCT最小限資料 (PCT、欧、米、独、英、仏、日、韓など)、主要国特許文献の英語抄録 (DWPI) などを、テキスト及びIPC、DWPIコード、ECLA、USPCを組み合わせた検索式によって検索することが可能となっています。また、Esp@cenet、非特許文献データベースのScopus (エルゼビア社の学術情報データベース)、E-library (露、英文献の無料外部データベース) への連携機能、ロシア語と、英、独、仏、西、伊語との間のキーワード自動翻訳機能や、文献間の関連性を図形的に表示するクラスタマップ機能も有しています。ただ、残念ながら、FI・Fタームによる検索機能や、JPOの審査情報を参照するための外国特許庁向けシステムであるAIPN (高度産業財産ネットワーク) へのリンクは用意されていませんでした。

STN、PATOLIS-e、QUESTELなどの商用データベー

6) http://www1.fips.ru/wps/wcm/connect/content_ru/ru/industrial_property/inventions_utility_models/

7) http://www1.fips.ru/wps/wcm/connect/content_en/en/about_rospatent/inter/aeu_s



PatSearch検索画面 (2008年ROSPATENT年報より)

スは、同じ審査部棟の別室に設置された2つのリモートアクセスルーム（それぞれ4端末、10端末を保有）にて利用することができます。この部屋には専任の担当者が常駐しており、審査官に対して検索に関するアドバイスをを行っています。なお、2008年の化学分野におけるSTN (CA, Registry) の使用実績は750件とのことです。これは、STNが化学分野における主要なサーチツールとなっているJPOの現状と比べると、特許出願件数がおおよそ10分の1であることを考慮しても、相当少ない件数に思えます。しかし、実際に化学分野の審査官に話を聞いてみると、DWPIのケミカルインデキシング (CPI) を用いて化合物の構造検索を行ったり、STNのように化学構造を作図して検索できるSureChem[®] という商用データベースを用いたりするなど、各種ツールを活用してサーチ範囲をカバーしていることが分かりました。

サーチ専任の担当者らは、審査官向けサーチ研修の講師も担当しています。2008年には、126人の審査官が、全72時間に渡る、アジア特許文献（日本、韓国、中国及び台湾）のサーチ研修を受けたそうです。ところで、我々と同様に昨年度審査官協議で英国知的財産庁を訪問したJPO審査官の報告によれば、英国知的財産庁内でも、昨年、審査官向けにアジア特許文献のサーチ研修が行われたとのことです。また、我々がJPOにおいても、急

増する中韓特許文献のサーチの充実化が今まさに重要な課題となっているところです。これは、各国の特許庁が世界的な課題に対して同時に取り組み始めていることを示す興味深い事例ではないでしょうか。

4.3 審査フロー

ROSPATENTにおける特許審査のフローは図6-1、図6-2のとおりです。

特許出願はまず方式審査に付されます（第1384条）。ここで、書類の不備、単一性違反のチェックがなされ、不備があるものについては「Letter of inquiry (質問書)」によって出願人に通知がなされます。書類不備の通知に対して、期限内に出願人からの応答がなかった場合、出願は取り下げられたものとみなされます。方式審査を通過した出願に関しては、その旨が速やかに出願人に通知されます。

方式審査が完了した出願は、出願人又は第三者の審査請求に基づいて実体審査が行われます（第1386条）。審査請求期間は出願日から3年間ですが、手数料納付を条件に最大2月延長することができます。期限内に審査請求がなされなかった場合、出願は取り下げられたものとみなされます。

先行技術文献調査を含む実体審査の結果、拒絶理由が

8) <http://www.surechem.org/>

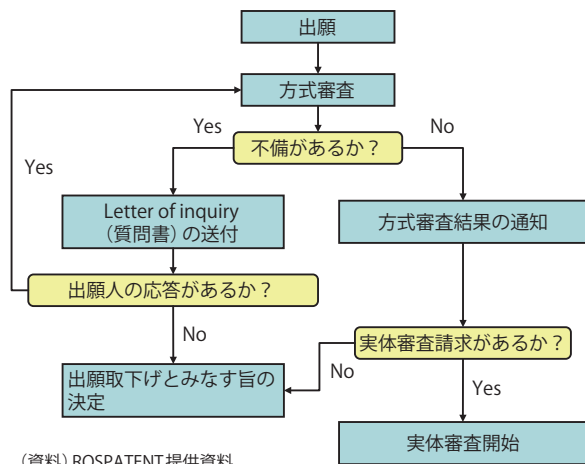


図6-1 ROSPATENT審査フロー（方式審査段階）

発見された場合には、日本の拒絶理由通知にあたる「Letter of inquiry (質問書)」が送付されます。この質問書が送付される回数は出願一件あたり二回程度とのことでした。質問書に対して出願人が期限内に応答しない場合は、出願は取り下げられたものとみなされます。

出願人の応答を踏まえて、審査官は出願を特許すべきか否かの決定を行います（第1387条）。拒絶すべきものと判断される場合には、その旨の決定の前に、「Notification with results of patentability examination (特許審査結果の通知)」を出願人に送付し、最後の反論及び補正の機会を与えます。拒絶理由が依然として解消されない場合は「Decision to refuse to grant patent (拒絶査定)」がなされます。拒絶理由が全て解消している場合には、「Notification with results of patentability examination (特許審査結果の通知)」を通知せず、「Decision to grant the patent (特許査定)」を行うことが可能です。

実際の「Letter of inquiry (質問書)」を見てみると、内容は充実しており、時間を掛けて丁寧に作成されているという印象を受けました。前述したROSPATENTにおける特許査定率の高さがサーチ手法に起因するものなのか、審査基準やそもそもの特許に対するとらえ方の相違に基づくものなのかは、今後の審査官協議の継続により明らかになってくると思いますが、少なくとも実体審査段階では、ROSPATENTの審査官はしっかりと本願請求項及び引用文献の記載を読み込んで、誠実に対応しているように感じられました。

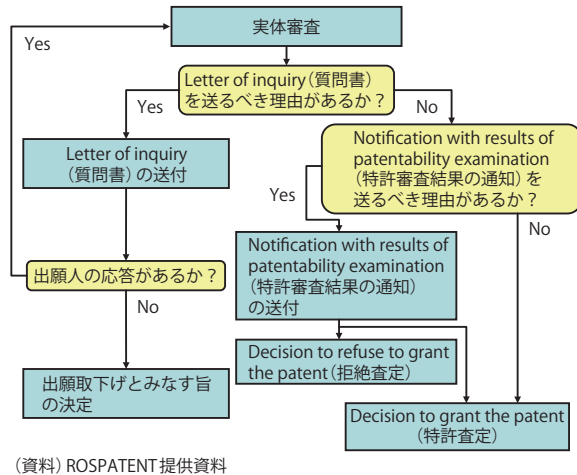


図6-2 ROSPATENT審査フロー（実体審査段階）

4.4 研修制度

1968年に設立されたロシア国家知的財産教育研究所（Russian State Institute of Intellectual Property）が、連邦唯一の知的財産に関する研修機関として、ROSPATENT職員及びロシア国内外の知財専門家の教育に当たっています。

ROSPATENTの職員は、入庁後に800単位の研修を1年間受講します。講義は当機関からROSPATENTに派遣される講師より行われ、研修生は実務の合間に1日4時間の研修を週2回受講することになります。研修内容は特許審査手続のみならず、民法、刑法、関税法など多岐に渡ります。当該研修を修了すると知財専門家としての証書が授与されます。

当機関は20名の博士号取得者を含む150名の職員から構成されており、これまでにロシア国内外からおおよそ300,000人の研修生を受け入れてきました。現在もおおよそ1,200名の外部研修生を抱えているそうで、ちょうど中国国家知識産権局の職員1名が外部向け5年間の法律研修を受講中であり、今後韓国特許庁からの研修生を受け入れる予定もあるとのことでした。また、APECプロジェクトの一環で、当機関の講師をAPEC諸国に派遣し、現地の講師を対象に教育方法論について講義を行うといった活動も実施しているといい、このことから当機関における知財教育の水準の高さを伺い知ることができます。今回我々は、Retraining course（職歴を有する人や、他の専門分野を学んできた人が、知財を学び直すためのコース）の実際の講義の様子を見学させていただいたの



ロシア国家知的財産教育研究所



研究所の教室内にロシア国内で押収された模倣品が展示されている

ですが、研修生から日本における特許制度の現状について次々に質問を受けるという思わぬ事態となり、彼らの学習意欲の高さを感じた次第でした。

5. モスクワ雑感 ―文化的側面―

5.1 PPH ラウンドテーブルでの体験

今回の審査官協議の活動内容には、PPH ラウンドテーブルへの参加が含まれていました。これは、ROSPATENTがロシア出願人向けのPPH広報活動として3月15日に開催したオープンセミナー形式の会合です。ちょうど筆者がPPH関連業務を担当していたこともあり、急遽参加を依頼されたものです。会合は、ロシア国内及びカザフスタンから100名を超える聴衆が参

集するという、大盛況のもと開催されました⁹⁾。

会合では、シモノフ長官の冒頭挨拶に続いて、ROSPATENT職員からPPHの背景、基礎的な手続およびそのメリットについての説明などが行われました。当方からは、日本におけるPPH実施状況及び日本へのPPH申請手続についてのプレゼンテーションを実施しました。

質疑応答は非常に活発に行われたのですが、ここで大変ロシアらしい光景を目にしました。ROSPATENTが米国特許商標庁とPPHの締結に向けて調整中という話に、一人の初老の男性が喰らいついたのです。30年前を思い出してみろ、アメリカが提供する審査結果を信頼できるわけがないじゃないか、と怒り心頭でまくし立てた挙句、男性はそのまま退場してしまいました。冷戦の影響が未だ人々の心に残っている現実を目の当たりにし、身の震える思いでした。

5.2 眠らない街、モスクワ

初日、我々がモスクワのホテルに到着したのは午後7時近くでした。空港で両替をしてこなかった筆者は、ホテルのロビーで近所の両替所の場所を教えてくださいました。しかし時既に夕刻。今日はもう閉まっているのでしょうか？と聞いてみると、意外にも、24時間営業してますよとのこと。ご回答。

ほどなくして、モスクワには24時間営業のサービスが非常に多いことに気づきました。両替所のみならず、スーパー、レストラン、家電量販店、フィットネスセンター、宅配ピザ等々…。市内を歩けばすぐに「24」の看



24時間営業の家電量販店

9) ラウンドテーブルの結果概要は下記参照（ロシア語版のみ）。下から二段落目に筆者の名前が掲載されています。
http://www1.fips.ru/wps/wcm/connect/content_ru/ru/activity_lines/inter/pph_itog



赤の広場に隣接する国立百貨店・GUMのライトアップ

板を掲げた各種業種の店舗が目に入ります。中には本当に採算がとれているのか不安になってしまうものもありますが、どうやら労働時間管理が緩いために、深夜労働のためのコストも低く抑えているようです。市内にコンビニエンスストアはほとんど見かけませんでしたが、24時間営業のスーパーのおかげで、滞在の間、買い物に困ることはありませんでした。

治安の面は今回のロシア訪問にあたっての一番の懸念ではあったのですが、このように遅くまで営業している店が多く、日が落ちてからの外出も十分注意を払っていれば可能であることが分かってからは、大分気が楽になりました。夕闇に赤く浮かび上がるクレムリンはなお一層幻想的であり、昼間とは違った妖艶な美しさを放っていました。

5.3 ロシア食事情

ロシアの伝統的料理といってすぐに思い浮かぶのは、ボルシチ、ピロシキ、ビーフストロガノフあたりでしょうか。基本的に日本人の味覚に合う料理が多く、安心感があります。

ピロシキといえば、日本のロシア料理店では揚げた物をよく見かけますが、現地では揚げていない「焼きピロシキ」が主流のようです。具も特に決まっているわけではなく、日本でよく見る肉入りのものから、キャベツやキノコが入ったもの、ジャムが入った菓子パンに近いものまで多種多様です。ROSPATENTのカフェテリアでは異なる種類のピロシキを日替わりで出していますが、人気が高く、早めに行かないと売り切れてしまいます。

また、ロシアの牛乳は乳脂肪分が高く、乳製品はコク

があって何でも美味しいです。ロシア人も、自分たちのアイスクリームは世界一という自負を持っているとか。個人的に意表を突かれたのはサワークリームです。これは、小皿に入ったものがスープと共に供されることが多いのですが、ちょっと癖があると感じたマッシュルームスープが、これを入れたとたん絶品のクリーミースープに変貌したのには驚きました。ロシアの魔法の調味料といえるかもしれません。

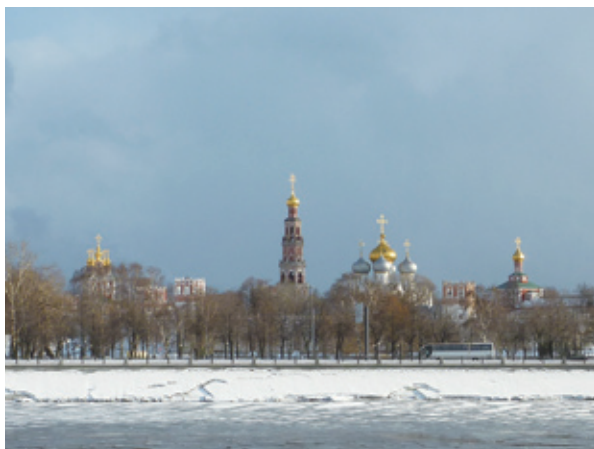
最近ではヘルシー志向と相まって日本料理も人気だそうで、モスクワ市内ではいたるところで寿司屋を見かけました。ネタはやはりサーモン、イクラ、穴子、アボカドあたりが好まれるようです(ちなみに「イクラ」は魚の卵を意味するロシア語です)。現地の人によれば、最近では中華料理屋やイタリア料理屋にまで寿司のメニューがあるとのこと。イタリアンのシェフが出す寿司、一度試してみたい気がします。



ピロシキとボルシチ ROSPATENTの特別ダイニングにて

5.4 “非効率”なロシア人

今回の滞在中で感じたことの一つは、ロシア人はきちんと列に並ぶ習慣がないらしいということです。特に顕著だったのがバスの乗車です。始めはおとなしく並んでバスを待っているように見えるのですが、バスが到着したとたん右から左から人が殺到します。うかうかしているといつまでもバスに乗ることができません。ロシアで効率的に行動するためには、多少の強引さを発揮するくらいがちょうど良いのかもしれません。



ROSPATENTの向かいの風景。ノヴォデヴィチ修道院と凍てつくモスクワ川



ROSPATENT前でバスを待つ人々

また、レジや係員の対応も非効率極まりなく、これには我々も幾度となく閉口することになりました。どんなに多くの人が後に待っていようと、我関せずとばかり作業のペースを崩さないのです。一人一人の問いかけに逐一回答するなど、基本的に親切ではあるのですが、後ろで待たされている身としてはたまりません。10人程度のレジの列に30分以上待たされたこともありました。この、効率性を断じて追い求めないスタイルが社会主義時代の名残であることは想像付くのですが、そんな状況に客が誰一人文句を言わないことは何とも新鮮に感じました。

ところで、旧ソ連時代にはセルフサービスのスーパーというのがあまりなく、買い物の手続は厄介なものだったそうです¹⁰⁾。まずショーケースを見て買う品物を決めた後、レジの列に並び、商品名を告げ代金を払ってレシートを受け取り、改めて品物が並んでいるカウンターの列

に並び、レシートと商品を交換してもらう。こんなにも面倒だった時代のことを考えれば、少々待たされる程度のことは何でもないのでかもしれません。ロシア人の懐の広さを感じた体験でした。

5.5 ドライ or ウエット？－笑わないロシア人－

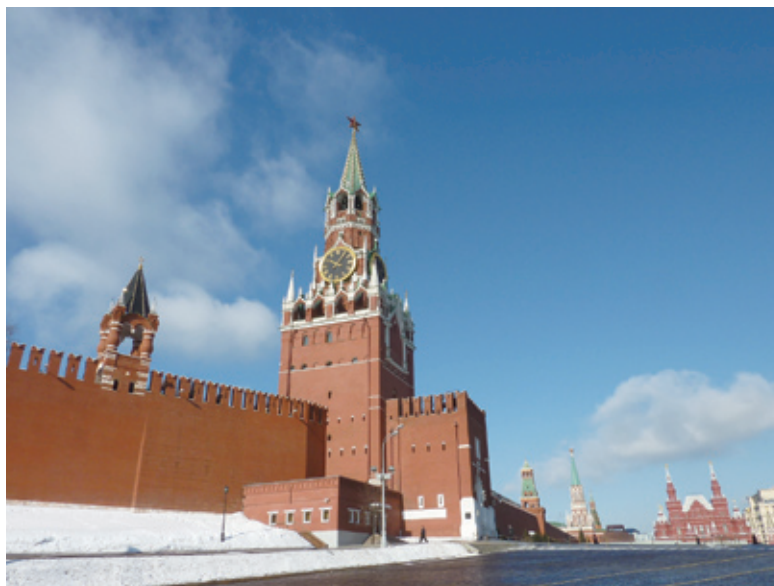
ロシアには「意味のない笑顔はバカの印」ということわざがあるそうです。それくらい、愛想笑いを良しとしないのがロシア人です。特に、街を往くお年寄りとは例外なく不機嫌そうな顔をしています。このため、話しかけるのに一瞬躊躇してしまいますが、一度親しくなってみると、彼らは実は非常に情の深い人だということが分かります。眼光鋭いプーチン首相のイメージから、ロシア人はドライな国民という先入観を持っていたのですが、むしろウエット、日本人以上に義理堅く人懐っこい人々だということを今回の滞在で実感しました。

実際、初めに我々を出迎えてくれた職員の方も、あまりの無表情さに冷たそうな印象を受けたものですが、一週間の滞在中にすっかり打ち解けてプライベートな話題も弾むようになり、いつしか満面の笑みを見せてくれるようになりました。協議にあたっては、必要な情報を惜しみなく提供してくれるなど、あくまで協力的でしたし、お別れの際、記念の品をあちこちからかき集めて渡してくれたことにも心を打たれました。最初、冷遇されているのかと冷や冷やした分、最終的にこのような友好関係が築けたことはなおさら嬉しい体験となりました。

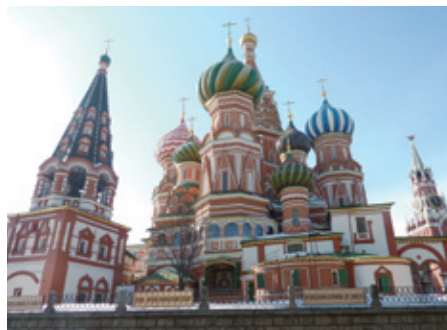
6. おわりに

今回の出張によって、ROSPATENTのサーチ・審査実務の実態を把握できたことと、先方審査官と良好な関係を築けたことは大きな収穫であり、第一回目としての審査官協議の目的は果たせたのではないかと考えています。次回はJPOの制度や実務についてROSPATENT側の理解を深めるべく、2010年6月にROSPATENTの審査官がJPOを訪問することになっています（原稿執筆時点での予定）。今後、個別案件に対する具体的なサーチ・審査手法の比較を進め、双方の実務における共通点と相違点について認識を深めることができれば、互いのサーチ・審査結果の利用を進めていくにあたりプラスに働く

10) 後述の参考文献4参照



スラヴ語で全ての美しいものを意味するクラスナヤ(赤い)の名称が与えられた赤の広場。中央はクレムリンのスパスカヤ塔。



赤の広場を美しく彩るボクロフスキー(聖ワシリイ)大聖堂



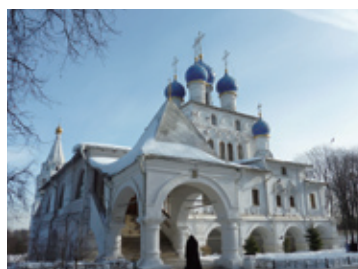
スターリン様式によるモスクワ高層建築の一つ、モスクワ大学本館。モスクワには全部で7つのスターリン様式建築が存在する。

だろうことはいうまでもありません。

本文中では触れませんでした。JPOの制度・運用(審査基準、PPHなど)に対するROSPATENT側の関心がとても高かったことも印象的であり、ROSPATENTの進取の気性を垣間見た気がしています。積極的な外交施策を通して、自庁の経験の浅い部分について、他庁から貪欲に学び取ろうとする姿勢は、ROSPATENTにおけるPPH締結庁拡大とそれに伴う各庁との審査官協議の開始にも現れています。前述したEPOとの制度近似化プロジェクトの行方も注視したいところです。ロシアにおいて急増する日本人出願人の適切な権利取得を促すためにも、JPOとしては今後どのような形で国際協力を進めていくのか、十分な検討を続けていくことが重要と考えられます。

日露関係が一層の重要性を増していく中、昨年度のPPH試行プログラム及び審査官協議の開始によって、日露特許庁間に新たな協力関係が構築されたことは、各方面から歓迎すべき動きととらえられています。小さな協議の積み重ねが、両庁間の相互理解と相互信頼を高め、究極的には知財の枠を超えた二国間の信頼醸成をもたらしてくれることを期待してやみません。

最後に、本稿の執筆にあたって多大なるご協力をいただきました二部動力機械の佐々木訓審査官、本審査官協議を成功に導くべく強力にサポートくださった調整課審査企画室の皆様、この場を借りて厚く御礼申し上げます。



青ネギ頭が何とも愛らしい、コロメンスコエ、カザンの聖母イコン教会。

主な参考文献

1. 黒瀬雅志「ロシアの知的財産制度とエンフォースメント」、企業リスクマネジメントとノウハウの保護及び米国・ロシア・インドの知財問題(日本機械輸出組合)
2. 日経BP 知財Awareness 「主要新興国の知的財産制度の現状:「ロシア」 国際的なネットワークを急速に広げるロシア特許庁」<http://chizai.nikkeibp.co.jp/chizai/gov/20091130.html>
3. Webとっきょ「日芬・日露特許審査ハイウェイについて」平成21年5月号(No.1) http://www.jpo.go.jp/torikumi/hiroba/pdf/web_tokkyo/no1_05pph.pdf
4. 井本沙織「ロシア人しか知らない本当のロシア」(日本経済新聞出版社)

profile

松浦 安紀子(まつうら あきこ)

平成15年4月 特許庁入庁(特許審査第三部医療)
平成19年4月 審査官昇任
平成21年4月 調整課審査企画第二係長
平成22年4月より現所属